

令和7年度 静岡茶海外戦略展開支援事業を公募します！

海外で高まる茶の需要に応じて静岡茶の輸出拡大を図るため、輸出に向けて輸出生産拠点化に取り組む生産者等に対し、施設設備や改植等を支援します。

支援内容

事業名	支援内容	補助率（額） （補助金上限額）
① 輸出拡大生産 転換設備等導 入支援事業	(1)茶園管理機械施設 (2)茶製造機械施設 (3) 茶工場衛生対応等改修改良工事 (4)茶工場稼働率向上施設 等	1/2以内 (1,500万円)
② 輸出拡大生産 体制強化支援 事業	(1)改植 (2)改植等に伴う植栽初期管理 (3)てん茶生産のための被覆栽培転換	(1)15.2万円/10 a 以内 (2)14.1万円/10 a 以内 (3)10万円/10 a 以内

事業実施主体

輸出生産拠点の茶工場経営者又は茶生産者等

一次公募期間

令和7年5月12日（月）～令和7年8月29日（金）

①を応募を検討している方は、公募締切り一か月前までに下記まで御連絡願います。

要件等

- ・ 拠点化計画を提出し、輸出生産拠点として選定された茶工場又は計画に参画した茶生産者であること
 - ・ ①において、成果目標のうち **2つ選択**して、事業実施後に達成が見込まれる計画策定
 - ・ ②において、**国事業「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち茶の改植等支援」**に申請していること 等
- ※①において、審査会にて申請者によるプレゼンテーションを実施します。

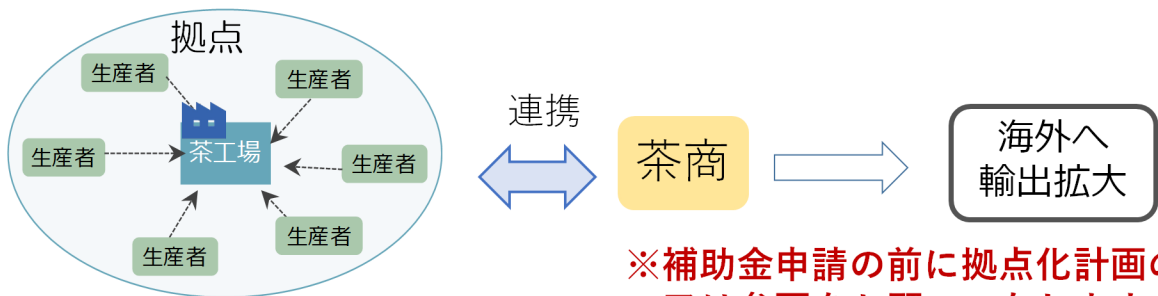
～輸出生産拠点とは～

【目的】

海外におけるお茶の需要に応じて、輸出に取り組む荒茶工場の代表者を中心に輸出生産拠点をすることで、輸出茶産地を見える化し、茶工場代表者、茶生産者が一丸となって生産体制の転換を行うことで、県内全体での輸出拡大を促進していきます。

【拠点化計画】

輸出に取り組む荒茶工場の代表者が売り先の流通販売業者等（茶商等）と連携して、輸出需要に応じた茶を安定的に生産できるように、輸出用の茶葉がどのくらい必要かを県内の茶生産者に対して明確にするための計画です。拠点化計画の提出により輸出生産拠点が選定されます。



※補助金申請の前に拠点化計画の作成
又は参画をお願いいたします。

提出先

農林事務所	提出先		
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場441-1	fuji-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	AF0-chubu-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	AF0-shidahai-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付3599-4	nourin-chuen-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 天竜農林局 地域振興課	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1	seinou-ten-chiiki @pref.shizuoka.lg.jp	電話：053-458-7209

事業及び輸出生産拠点の詳細については、静岡県お茶振興課HPに掲載している公募要領を御覧いただき、御不明な点がございましたら最寄りの農林事務所又はお茶振興課に御相談ください。

